

東京都北区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業実施要綱

23北ま建第1590号

平成23年10月27日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修等に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）、住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（令和7年3月31日付国住街第144号、国住市第98号、国住木第110号）及び東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 特定緊急輸送道路

耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。

(2) 沿道建築物

耐震化推進条例第2条第2号に規定するものをいう。

(3) 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。

(4) マンション

共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

(5) 分譲マンション

2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(6) 管理組合

分譲マンションの管理を行う区分所有法第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定

する法人をいう。

(7) 耐震補強設計

耐震診断に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として実施する建築物の耐震改修工事のための設計をいう。

(8) 耐震改修工事

耐震補強設計に基づき実施する建築物の耐震のための補強工事その他建築物の倒壊による道路閉塞を防止する建築物の工事をいう。

(9) 耐震建替え工事

耐震診断の結果により耐震改修工事を検討したうえで建築物を除却し、引き続き既存建築物を含む敷地で新築工事を行うものをいう。

(10) 除却工事

耐震診断の結果により耐震改修工事を検討したうえで建築物を除却するものをいう。建築物の一部を除却して、沿道建築物の高さの条件に該当させなくするための工事は含まない。

(11) 耐震化指針

耐震化推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。

(12) 耐震診断士

耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかであるものをいう。

- 2 前項各号に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他関係法令において使用する用語の例による。

(実施する事業)

第3条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業（以下「耐震化促進事業」という。）は、次のとおりとする。ただし、アスベスト改修事業は対象としない。

- (1) 耐震診断事業（以下「診断事業」という。）
- (2) 耐震補強設計事業（以下「設計事業」という。）
- (3) 耐震改修工事事業（以下「改修事業」という。）
- (4) 耐震建替え工事事業（以下「建替え事業」という。）
- (5) 除却工事事業（以下「除却事業」という。）

2 耐震化促進事業は、次に掲げる補助金を充て、予算の範囲内で実施するものとする。

- (1) 国の住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（令和7年3月31日付国住街第144号、国住市第98号、国住木第110号）に基づく補助金
- (2) 東京都の東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業制度要綱（平成20年4月1日付19都市建企第886号）に基づく補助金

(事業対象)

第4条 診断事業の対象は、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築に着手した建築物（国又は地方公共団体の所有するものを除く。）であること。
 - (2) 特定緊急輸送道路沿道建築物であること。
 - (3) 他のまちづくりに関する事業に支障のない建築物であって、区長が認めるものであること。
 - (4) 耐震化促進事業と同等の他の助成金を受けていない建築物であること。
 - (5) 耐震化促進事業による助成金をすでに受けていない建築物であること。
 - (6) 当該事業の内容が、耐震化指針に適合すること。
 - (7) 耐震診断を行う者は、耐震診断士であること。
 - (8) 耐震診断の結果について、次に掲げる団体により確認を受けるものであること又は専門機関による評価を受けるものであること。
 - (ア) 一般社団法人東京都建築士事務所協会
 - (イ) 一般社団法人日本建築構造技術者協会
 - (ウ) 特定非営利活動法人耐震総合安全機構
 - (9) 耐震性の向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を把握するように努めること。
- 2 設計事業の対象は、前項第1号から第7号までに掲げる要件のほか、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。
- (1) 当該建築物の耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が、0.6未満相当であること、又は I_w （構造耐震指標）の値が、1.0未満相当であること。
 - (2) 当該建築物が耐震改修工事後に、 I_s （構造耐震指標）の値が、0.6相当以上となる計画であること、又は I_w （構造耐震指標）の値が、1.0相当以上となる計画であること。
 - (3) 建築基準法その他関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正を図る設計がなされる建築物であること。
 - (4) 耐震補強設計について、専門機関による評価を受けるものであること。
- 3 改修事業の対象は、第1項第1号から第7号まで及び前項に掲げる要件のほか、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。
- (1) 構造が耐震上著しく危険となると認められる建築物であること。
 - (2) 建築基準法その他関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされる建築物であること。
 - (3) 工事監理者が監理するものであること。工事監理者は、当該建築物と同種同等の建築物を工事監理できる建築士であること。
- 4 建替え事業の対象は、第1項第1号から第7号まで及び第2項第1号に掲げる要件のほか、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。
- (1) 構造が耐震上著しく危険となると認められる建築物であること。
 - (2) 改修事業又は除却事業による助成金を受けていない建築物であること。
 - (3) 建替え後の建築物は、建築基準法その他の関係法令等に適合し、検査済証の交付を受ける

ものであること。

(4) 建替え後の建築物は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域に存する住宅ではないこと。

(5) 建替え後の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定するエネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合するものであること。

5 除却事業の対象は、第1項第1号から第7号まで及び第2項第1号に掲げる要件のほか、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

(1) 構造が耐震上著しく危険となると認められる建築物であること。

(2) 改修事業による助成金を受けていない建築物であること。

(対象者)

第5条 耐震化促進事業の対象となる者は、前条に規定する要件をすべて満たす建築物の所有者（共有の場合は、共有者によって合意された代表者）とする。ただし、分譲マンションにおいては、管理組合又は区分所有者の代表者とし、診断事業及び設計事業を行う場合は区分所有者の半数以上、改修事業の場合は区分所有者の4分の3（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）第25条の認定を受けた場合は2分の1）以上、建替え事業又は除却事業の場合は区分所有者の5分の4以上の同意を得ていることとする。

(助成金額)

第6条 助成金の額は耐震化促進事業における事業に要した費用（以下「助成対象事業費」という。）で、別表第1に定める額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を限度とする。この場合において、診断事業を除き助成対象事業費からは消費税分を除くものとする。

(事前相談及び全体設計の承認)

第7条 耐震化促進事業の助成金を受けようとする者は、次条の申請手続きをする前に区長に事前に相談しなければならない。

2 耐震化促進事業の助成金を受けようとする者で、当該対象事業が複数年度にまたがる場合は、次条の申請手続きをする前に特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業全体設計承認申請書（別記第1号様式）に別表第2に掲げる関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。なお、当該事業費の総額を変更する場合も同様とする。

3 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業全体設計承認書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成対象承認の申請手続き)

第8条 耐震化促進事業の助成金を受けようとする者は、事業の着手前かつ当該事業に係る契約締結前に特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成対象承認申請書（別記第3号様式）に助成を受けようとする事業ごとに、別表第2に掲げる関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 耐震化促進事業で前項の助成を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 区長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成対象とするときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成対象承認通知書（別記第4号様式。以下「承認通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

4 区長は、前項の規定による審査の結果、助成対象としないときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成対象不承認通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条第3項の規定により助成対象承認を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請の内容の変更)

第10条 助成対象者は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成対象変更承認申請書（別記第6号様式）に、必要な書類を添えて区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成対象変更承認通知書（別記第7号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による審査の結果、その内容が不適当と認めるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成対象変更不承認通知書（別記第8号様式）により、助成対象者へ通知するものとする。

(取りやめ)

第11条 助成対象者は、事情により承認された事業の実施が困難となったときは、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成事業取りやめ届（別記第9号様式）により、区長に届け出なければならない。

(事業の着手)

- 第12条 助成対象者は、承認通知書を受けたときは、速やかに当該事業に係る契約を行い、その後直ちに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成事業着手届（別記第10号様式）に別表第3に掲げる関係書類を添えて区長に届け出なければならない。
- 2 改修事業の助成対象者は、前項の規定による届出に基づき、耐震改修工事に対する検査を申し出なければならない。また、区長が必要と認めるときは、必要な書類を添えて、報告しなければならない。
- 3 区長は、前項に規定する検査の申し出を受けたときは、速やかに助成承認の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを検査しなければならない。

(完了報告及び助成金の交付申請)

- 第13条 助成対象者は、耐震化促進事業のうち当該年度分が完了したときは、当該年度ごとに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成事業完了報告書（別記第11号様式）に、別表第4に掲げる関係書類を添えて区長に報告するとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書（別記第12号様式）により、助成金の交付申請をするものとする。
- 2 改修事業の助成対象者は、当該事業完了後、検査を申し出なければならない。また、区長が必要と認めるときは、必要な書類を添えて、報告しなければならない。
- 3 区長は、前項に規定する検査の申し出を受けたときは、速やかに助成対象承認の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを検査しなければならない。
- 4 第1項の規定による完了報告及び助成金の交付申請の期限は、同項の規定による耐震化促進事業のうち当該年度分が完了した日の属する年度の1月31日までとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、区長が特に認める場合には、同項に規定する期限でなくとも、完了報告及び助成金の交付申請をすることができる。
- 6 診断事業の助成決定者（助成金の交付を受けたものを含む。）は、当該事業の完了後に消費税の申告により助成に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業年度消費税仕入税額控除報告書（別記第13号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。この場合において区長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じた時は、助成決定者はこれを納付しなければならない。

(助成金の交付の決定)

- 第14条 区長は、前条第1項に規定する完了報告書及び助成金の交付申請書を受けた場合は、その内容を審査し、助成対象承認の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付を決定し、交付すべき助成金額を確定したのち、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書（別記第14号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払い)

- 第15条 前条の規定により、助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金請求書（別記第15号様式）により、区長に助成金の支払いを請求するものとする。
- 2 助成決定者は、助成対象事業の実施を請け負わせた事業者（以下「代理人」という。）に助成金の受領を委任することができる。
- 3 区長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに助成決定者または代理人に助成金を支払うものとする。

(助成金の交付の決定の取消し)

- 第16条 区長は、助成決定者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金をその他の用途に使用したとき。
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 事情により、助成対象承認を受けた事業を取りやめたとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定取消通知書（別記第16号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第17条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(勧告)

- 第18条 区長は、耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と認める場合は、所有者に対し勧告することができる。

(財産処分の制限)

- 第19条 助成決定者は、この要綱による助成を受けて効用が増加した財産を、耐震化促進事業完了後10年以内に、助成金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すときは、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。

(委任)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はまちづくり部長が定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる耐震化促進事業は、それぞれ当該各号に掲げるものに限り適用する。
 - (1) 診断事業 未診断のものに限り令和3年3月31日までに完了するもの
 - (2) 設計事業 令和8年3月31日までに着手するもの
 - (3) 改修事業、建替え事業及び除却事業 令和8年3月31日までに着手するもの

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 建替え事業及び除却事業は、平成28年3月31日までに完了するものに限り適用する。
- 3 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手続きとみなす。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手続きとみなす。ただし、改正後の要綱別表第1は平成26年4月1日以降に助成対象承認申請があったものに適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手続きとみなす。

付 則

(施行期日等)

この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成２８年８月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱は、施行日以降に助成対象承認申請があった事業について適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成２９年５月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱は、施行日以降に助成対象承認申請があった事業について適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年７月９日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱は、施行日以降に助成対象承認申請があった事業について適用する。

付 則

この要綱は、令和元年１０月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和２年９月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱は、施行日以降に助成対象承認申請があった事業について適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱の改正前の様式による用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱の改正前の様式による用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手続とみなす。ただし、改正後の要綱第４条第４項第４号及び第５号の規定は、令和４年４月１日以降に助成対象承認申請があったものに適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、それぞれ改正後の要綱によりなされた手続とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、改正後の要綱によりなされた手続とみなす。ただし、この要綱の施行前に手続きを行った事業における補助金の算定については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和７年８月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱によりなされた手続は、改正後の要綱によりなされた手続とみなす。

別表第 1（第 6 条関係）

事業の 区分	助成対象 事業費	助成対象費用の限度額	補助率と助成限度額	
診断事業	診断に要する費用	限度額は、次のイ又はロのいずれか高い額とする。 イ（イ） 面積 1,000 m²以内の部分は 2,100 円／m²以内 （ロ） 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円／m²以内 （ハ） 面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円／m²以内 上記、（イ）から（ハ）までの合計とする。ただし、建築物等の延べ面積 3,000 m²未満の場合は、（イ）から（ハ）までの合計に階数に 15 万円を乗じた額を加算した額以内とする。 ロ（イ）延べ面積 1,000 m²未満の場合は 3,670 円／m²以内 （ロ）延べ面積 1,000 m²以上の場合は 2,620,000 円に 1,050 円／m²を加算した額以内とする。	助成対象費用の 5/6 の額 ただし、延べ面積が 3,000 m²未満の場合は、10/10 の額	
設計事業	改修に係る設計に要する費用	限度額は、次のイからハまでの合計額とする。 イ 面積 1,000 m²以内の部分は 5,000 円／m²以内 ロ 面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 3,500 円／m²以内 ハ 面積 2,000 m²を超える部分は 2,000 円／m²以内	助成対象費用	補助率と助成限度額
			600 万円以内	助成対象費用の 5/6 の額
			600 万円を超え 1,200 万円以内	助成対象費用の 1/2 に 200 万円を加えた額
			1,200 万円超	助成対象費用の 1/3 に 400 万円を加えた額

事業の 区分	助成対象 事業費	助成対象費用の限度額	補助率と助成限度額	
改修事業・建替え事業	【改修事業】 改修に要する費用 【建て替え事業】 建替えに要する費用かつ耐震改修に要する費用相当額以内	限度額は 57,000 円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ 1 棟当たり 570 百万円以内（マンションにあっては 51,700 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 517 百万円以内）とする。 この場合においては、住宅（マンションを除く。）にあっては 39,900 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 399 百万円以内とする。 ただし、免震工法その他の特殊な工法として区長が認めるものによる場合は、93,300 円/㎡以内かつ 1 棟あたり 933 百万円以内（マンションにあっては 86,400 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 864 百万円以内）とする。 この場合においては、住宅（マンションを除く。）にあっては、ただし書きは適用しない。 ※特例加算 改修事業、建替え事業で耐震診断結果の Is 値が 0.3 未満であり、事業費が 57,000 円/㎡（マンションにあっては 51,700 円/㎡、住宅（マンションを除く。）にあっては 39,900 円/㎡）を超える場合に係る加算の助成対象費用の限度額は、事業費の単価（限度額は 85,500 円/㎡（マンションにあっては 77,550 円/㎡、住宅（マンションを除く。）にあっては 59,850 円/㎡）から 57,000 円/㎡（マンションにあっては 51,700 円/㎡、住宅	助成対象費用	補助率と助成限度額
			3,000 万円以内	助成対象費用の 5/6 の額
			3,000 万円を超え 6,000 万円以内	助成対象費用の 1/2 に 1,000 万円を加えた額
			6,000 万円超	助成対象費用の 1/3 に 2,000 万円を加えた額
			ただし、延べ面積が 5,000 ㎡を超える部分については下記による。 イ 延べ面積が 5,000 ㎡を超える部分の助成対象費用が 1,500 万円以内の場合は、助成対象費用の 1/2 の額 ロ 延べ面積が 5,000 ㎡を超える部分の助成対象費用が 1,500 万円を超える場合は、助成対象費用の 1/6 に 500 万円を加えた額 ※特例加算の助成率は下記による。ただし、特例加算する額は事業を実施する者の受ける助成金の額の 1/3 を限度とし、加算の基礎となる額に対する特例加算の額の割合は、特例加算のない場合の助成対象費用に対する助成金の額の割合を超えない範囲とする（助成金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。）。加算の基礎となる額の 17/30 に 2 千円を加えた額（延べ面積が 5,000 ㎡を超える部分については加算の基礎となる額の 23/60 の額） ただし、1 棟あたり工事の特例を使わない助成対象費用と加算の基礎となる額の合計は 855 百万円以内（マンションにあっては 775.5 百万円以内、住宅（マンションを除く。）にあ	

事業の 区分	助成対象 事業費	助成対象費用の限度額	補助率と助成限度額
		(マンションを除く。)にあつては 39,900 円/㎡) を引いた額に延べ 面積を乗じた額以内とする(加算 の基礎となる額)。ただし、次のイ、 ロに該当する場合は特例加算の対 象としない。 イ 免震工法、その他特殊な工法 によるもの ロ 延べ面積 10,000 ㎡を超える もの	つては 598.5 百万円以内) であること。

事業の 区分	助成対象 事業費	助成対象費用の限度額	補助率と助成限度額
除却事業	除却に要 する費用 かつ耐震 改修に要 する費用 相当額以 内	限度額は 57,000 円/㎡に延べ面積 を乗じた額かつ 1 棟当たり 570 百 万円以内（マンションにあっては 51,700 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 517 百万円以内）とする。 この場合においては、住宅（マン ションを除く。）にあっては 39,900 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 399 百 万円以内とする。 ※特例加算 除却事業で耐震診断結果の I_s 値 が 0.3 未満であり、事業費が 57,000 円/㎡（マンションにあっ ては 51,700 円/㎡、住宅（マンシ ョンを除く。）にあっては 39,900 円/㎡）を超える場合に係る加算の 助成対象費用の限度額は、事業費 の単価（限度額は 85,500 円/㎡（マ ンションにあっては 77,550 円/ ㎡、住宅（マンションを除く。）に あっては 59,850 円/㎡）から 57,000 円/㎡（マンションにあっ ては 51,700 円/㎡、住宅（マンシ ョンを除く。）にあっては 39,900 円/㎡）を引いた額に延べ面積を乗 じた額以内とする（加算の基礎と なる額）。ただし、次のイ、ロに該 当する場合は特例加算の対象とし ない。 イ 免震工法、その他特殊な工法 によるもの ロ 延べ面積 10,000 ㎡を超える もの	助成対象費用の 1/3 の額 ただし、延べ面積が 5,000 ㎡を超える部分に ついては、助成対象費用の 1/6 の額 ※特例加算の助成率は下記による。ただし、 特例加算する額は事業を実施する者の受ける 助成金の額の 1/3 を限度とし、加算の基礎と なる額に対する特例加算の額の割合は、特例 加算のない場合の助成対象費用に対する助成 金の額の割合を超えない範囲とする（助成金 の額は、千円未満を切り捨てるものとする。）。 加算の基礎となる額の 17/30 に 2 千円を加え た額（延べ面積が 5,000 ㎡を超える部分につ いては加算の基礎となる額の 23/60 の額） ただし、1 棟あたり工事の特例を使わない助 成対象費用と加算の基礎となる額の合計は 855 百万円以内（マンションにあっては 775.5 百万円以内、住宅（マンションを除く。）にあ っては 598.5 百万円以内）であること。

別表第 2（第 7 条及び第 8 条関係）

事業の 区分	助成対象承認申請書に添付する書類	
診断事業	右欄に掲げる 1 から 10 までの書類及び以下に掲げる書類 (1) 診断計画書	1 対象建築物の建築確認年月又は建築竣工年月が確認できるもの
設計事業	右欄に掲げる 1 から 10 までの書類及び以下に掲げる書類 (1) 耐震診断結果報告書	2 対象建築物の所有者である旨が確認できるもの 3 対象建築物が区分所有の場合は区分所有者の同意が確認できるもの（管理組合の規約と当該事業の実施を決議したことが確認できる書類）
改修事業	右欄に掲げる 1 から 10 までの書類及び以下に掲げる書類 (1) 耐震診断結果報告書 (2) 耐震補強案の報告書 (3) 第 4 条第 2 項第 4 号に規定する耐震補強設計の評定書の写し (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年 12 月 25 日建設省令第 28 号。以下「耐震改修促進法施行規則」という。）第 28 条表（い）に掲げる図書 (5) 工程表 (6) 工事監理者の資格が確認できる免許等の写し	4 対象建築物の所有者が共有の場合は共有者の同意が確認できるもの 5 対象建築物の高さが確認できるもの 6 対象建築物が接する特定緊急輸送道路の前面道路幅員が確認できるもの
建替え事業・除却事業	右欄に掲げる 1 から 10 までの書類及び以下に掲げる書類（除却事業では 2 号は不要） (1) 耐震診断結果報告書 (2) 確認済証（建築確認申請書第 1 面から第 6 面までの写しを含む。） (3) 工程表	7 付近見取図 8 見積書（見積書の単価は、積算根拠を明確にすること。） 9 現況写真 10 その他区長が必要と認める書類
全体設計承認申請書に添付する書類		
1 案内図 2 配置図 3 建物概要書	4 工程表 5 見積書(各年度ごとのもの) 6 その他区長が必要と認める書類	

別表第 3（第 1 2 条関連）

事業の 区分	着手届に添付する書類
診断事業	1 契約書の写し 2 工程表 3 耐震診断士の資格が確認できる証明書等の写し 4 第 4 条第 1 項第 8 号に規定するアからウまでの団体のいずれかに名簿登録された建築士事務所が当該事業を行う場合は、当該団体に登録している旨が確認できる書類の写し
設計事業	1 契約書の写し 2 工程表 3 設計者の資格が確認できる証明書等の写し
改修事業・ 建替え事業・ 除却事業	1 契約書の写し 2 工程表

別表第 4（第 13 条関係）

事業の 区分	完了報告書に添付する書類	
診断事業	右欄に掲げる 1 から 3 までの書類及び以下に掲げる書類 （1）耐震診断結果報告書 （2）第 4 条第 1 項第 8 号に規定する耐震診断結果の確認書又は評定書の写し	1 事業に要した費用を証する領収書の写し
設計事業	右欄に掲げる 1 から 3 までの書類及び以下に掲げる書類 （1）耐震補強案の報告書 （2）第 4 条第 2 項第 4 号に規定する耐震補強設計の評定書の写し （3）耐震改修促進法施行規則第 28 条表（い）に掲げる図書 （4）耐震改修工事の見積書（見積書の単価は、積算根拠を明確にすること。）	2 事業に要した費用の明細書 3 その他区長が必要と認める書類
改修事業	右欄に掲げる 1 から 3 までの書類及び以下に掲げる書類 （1）工事写真（施工写真、内外部完了写真）	
建替え事業	右欄に掲げる 1 から 3 までの書類及び以下に掲げる書類 （1）工事写真（施工写真、内外部完了写真） （2）建替え後の建築物の検査済証の写し （3）建替え後の建築物が省エネ基準に適合していることを確認できる書類の写し （4）建替え後の建築物の登記事項証明書	
除却事業	右欄に掲げる 1 から 3 までの書類及び以下に掲げる書類 （1）工事写真（施工写真、完了写真）	